

■銀行法施行規則（第19条の2、3）

【単体開示事項】（銀行法施行規則第19条の2第1項）

1. 銀行の概況及び組織に関する事項

イ. 持株数の多い順に10以上の株主に関する事項……………29

2. 銀行の主要な業務に関する事項

イ. 直近の中間事業年度における事業の概況……………1

ロ. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における
主要な業務の状況を示す指標……………2,28

ハ. 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）……………18

② 資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、
その他業務収支……………18

③ 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り、資金利ざや……………17~19

④ 受取利息、支払利息の増減……………19

⑤ 総資産経常利益率、資本経常利益率……………17

⑥ 総資産中間純利益率、資本中間純利益率……………17

(2) 預金に関する指標

① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、
その他の預金の平均残高……………20

② 固定金利定期預金、変動金利定期預金、
その他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高……………20

(3) 貸出金等に関する指標

① 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高……………21

② 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高……………21

③ 担保の種類別の貸出金残高、支払承諾見返額……………21

④ 使途別の貸出金残高……………22

⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……………22

⑥ 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……………22

⑦ 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高……………22

⑧ 預貸率の期末値、期中平均値……………17

(4) 有価証券に関する指標

① 有価証券の種類別の残存期間別の残高……………24

② 有価証券の種類別の平均残高……………24

③ 預証率の期末値、期中平均値……………17

(5) 信託業務に関する指標

① 信託財産残高表……………28

② 金銭信託の受託残高……………28

③ 信託期間別の金銭信託の元本残高……………28

3. 銀行の業務の運営に関する事項

イ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……………77~78

4. 銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 中間貸借対照表、中間損益計算書、
中間株主資本等変動計算書……………12~16

ロ. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、
貸出条件緩和債権の額及びその合計額……………23

ハ. 元本補填契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、
延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に
該当するものの額及びその合計額……………28

ニ. 自己資本の充実の状況……………30~70

ホ. 流動性に係る経営の健全性の状況……………71~76

ヘ. 有価証券、金銭の信託、第13条の3第1項第5号イからホま
で（デリバティブ取引）に掲げる取引に関する取得価額、
契約価額、時価及び評価損益……………25~27

ト. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………23

チ. 貸出金償却の額……………22

リ. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等
変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項
の規定に基づき監査法人の監査証明を受けている旨……………12

【連結開示事項】（銀行法施行規則第19条の3）

1. 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項

イ. 直近の中間事業年度における事業の概況……………1

ロ. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における
主要な業務の状況を示す指標……………2

2. 銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項

イ. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書……………3~10

ロ. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、
貸出条件緩和債権の額及びその合計額……………10

ハ. 自己資本の充実の状況……………30~70

ニ. 流動性に係る経営の健全性の状況……………71~76

ホ. セグメント情報……………10~11

ヘ. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書について金融商品
取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査
証明を受けている旨……………3

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）

資産査定公表……………23

■銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第7号）

自己資本比率規制第3の柱に基づく開示事項……………30~70